

# 令和6年度水道水質検査計画

御宿町建設水道課

## 目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水質概況
4. 水質検査を行う地点
5. 検査項目及び頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し
9. 水質検査の精度及び信頼性の確保
10. 関係機関との連携
11. 水道水質検査計画及び検査結果の公表
12. 別表
  - 表－1. 令和6年度水道水質検査地点別項目別実施回数予定表
  - 表－2. 令和6年度水道水質検査月別項目別実施予定表
13. 水道水質基準について

# 御宿町水道水質検査計画（令和6年度）

## 1. 基本方針

住民の皆様が安心して飲んでいただける水道水を供給するために、水源の状況に応じ適切な浄水処理を実施するとともに、安全な水道水を供給していることをご理解いただくため、水道水の水質検査計画を作成し、その検査結果を公表するものです。

水道水質検査計画は、以下の基本方針に基づき策定します。

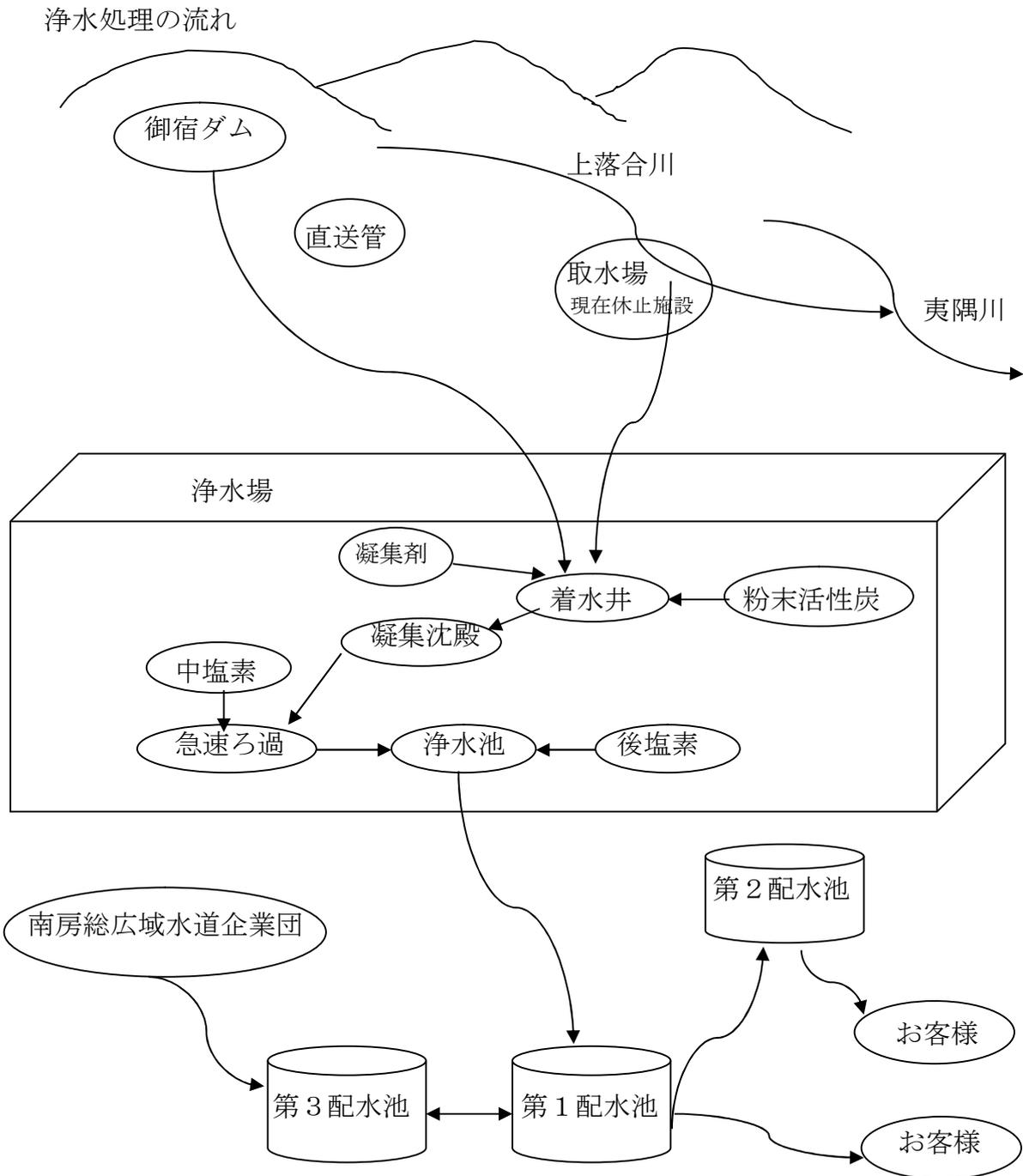
- (1) 検査地点は、法令に基づく給水栓（蛇口）の他に、浄水場着水井（原水：浄水場入口）、浄水場浄水池（浄水：浄水場出口）とします。
- (2) 検査項目は、法令で検査が義務付けられている「水質基準項目」や水質管理上留意すべき「水質管理目標設定項目」、「その他項目」について行います。
- (3) 検査回数は、「毎日検査項目」を末端給水栓にて1日1回以上検査するとともに、「水質基準項目」や「水質管理目標設定項目」、「その他項目」について別表のとおり実施します。
- (4) 「毎日検査項目」以外の水質検査は原則として検査機関に委託します。委託検査機関については、法律に定められた資格、能力を有し厚生労働省に登録されている検査機関（20条登録機関）とします。

## 2. 水道事業の概要

町水道事業は、夏季の観光シーズンにおける慢性的な水不足の解消と、安全に管理された水道水を安定して供給することにより、町の発展と住民の健康に資することを目的に昭和47年度に創設し、昭和53年度に給水を開始。平成3年度には、実谷、七本、上布施、高山田地区にも給水を開始しました。平成7年度には、給水区域を全町とし、平成9年度からは南房総広域水道企業団からの供給を受けています。

### 事業概要

事業の種類	水道事業
給水区域	御宿町全域
給水戸数	3, 892戸（令和4年度末）
計画1日最大給水量	7, 690 m <sup>3</sup> /日
1日最大給水量	3, 649 m <sup>3</sup> /日（令和4年度）
1日平均給水量	2, 564 m <sup>3</sup> /日（令和4年度）
水源	御宿ダム及び夷隅川水系上落合川
水源の種類	表流水
浄水場の名称	御宿町浄水場 御宿町実谷605-1
浄水方法	凝集沈殿、中間塩素、急速ろ過、後塩素、粉末活性炭



- 上落合川 : 2級河川夷隅川水系、準用河川  
 町水道事業における水源ですが、現在は水源として利用していません。小規模な河川のため、天候の影響を受けやすく、水量、水質が安定しないことがあります。
- 御宿ダム : 総貯水量610千 $m^3$ 、有効貯水量579千 $m^3$   
 周辺の山林に降った雨水を貯水でき、渇水に対応しています。水質が安定していて、浄水しやすい反面、微生物の繁殖による臭気が発生する場合があります。

- 直送管 : 延長 1, 729 m、ダム貯水を効率的かつ安全に浄水場へ導水しています。
- 取水場 : 河川から取水の場合の取水地点です。  
稼働時は、上落合川の水を揚水し、浄水場へ導水しています。  
現在では、南房総広域水道企業団からの受水もあり、休止施設です。
- 着水井 : 浄水場における原水の入り口です。ダムからの原水が流入します。流入量を計量し、濁度(濁り)を測定し、凝集剤の注入量を決定します。
- 粉末活性炭 : 臭気やその原因物質等の除去のため、必要に応じて着水井に注入しています。
- 凝集沈殿 : 着水井で注入した凝集剤が原水中の濁り成分と反応し、大きな塊り(フロック)として沈めることで沈殿除去しています。
- 中塩素 : 次亜塩素酸ナトリウムを注入し、細菌等を滅菌しています。  
凝集沈殿後の水に注入することにより、副生成物質の生成を抑制しています。
- 急速ろ過池 : 砂を使用したろ過により、沈殿しきれなかった僅かな濁り成分を、最終的に除去しています。
- 浄水池 : 浄水を一旦貯水するための池です。水質を確認した後、第1配水池へ送水しています。
- 後塩素 : 浄水池の消毒用の塩素の追加が必要な場合、再度次亜塩素酸ナトリウムを注入し、塩素濃度を調整しています。
- 第1配水池 : 浄水場からの送水を受け、第3配水池で受水した水を混合し、須賀、浜、久保、六軒町、岩和田方面へ自然流下により配水しています。また、第2配水池への送水も行っています。
- 第2配水池 : 第1配水池から送水された水道水を貯留し、御宿台、実谷、七本、上布施、高山田方面へ自然流下により配水しています。
- 第3配水池 : 南房総広域水道企業団からの受水を貯留しています。  
第1配水池に隣接し、第1配水池や第2配水池を介し町内全域へ給水しています。

### 3. 水質概況

#### (1) 原水水質状況

御宿ダムは、御宿町西部に位置し、夷隅川水系上落合川の上流にあります。ダム上流の水源地域は全て山林になっています。流域からの一般排水、畜産・農業排水はありませんが、渇水時には、水位の低下、水温の上昇等により植物プランクトンが繁殖しやすい状況となり、pH値の上昇やカビ臭の発生が懸念されます。

#### (2) 供給水水質状況

原水水質状況を踏まえた適切な浄水処理の実施により、法令に定められた水質基準を満たし、安心・安全な水道水を供給しています。

### (3) 水道水質管理上の留意点

水質管理上留意すべき項目及び対策を次のとおり示します。

#### ① クリプトスポリジウム及びジアルジア

耐塩素性病原微生物です。畜産排水にクリプトスポリジウムやジアルジアが含まれると水源が汚染されますが、当水道では、過去において発見されたことはありません。

凝集沈殿及びろ過の適正処理による浄水の濁度管理によりクリプトスポリジウム及びジアルジアの混入を防止しています。

#### ② トリハロメタン

原水中に含まれる有機物と消毒用の塩素の反応により生成され、時間の経過と共に増加します。

凝集沈殿後の塩素注入、適切な追加塩素による濃度管理により生成を抑制しています。

#### ③ カビ臭

ダムにおける植物プランクトンの繁殖などが原因で発生することがあります。水道水に含まれると飲用時に不快感を伴うことがあります。

臭気の発生時及びそのおそれがある時期（夏季、秋季）には、必要により水源の状況を調査すると共に臨時の水質検査（臭気関連項目）を行い、状況を把握し、粉末活性炭の投入を実施します。

#### ④ 鉛製給水管の留意点

鉛製給水管を使用している場合、長時間停滞すると鉛の濃度が高くなる場合がありますので、朝一番の使用時などは、バケツ1杯程度は飲用以外にご使用ください。

なお、町管理の鉛管については、順次敷設替えを行っています。

## 4. 水質検査を行う地点

### (1) 浄水場（原水）

水道水として浄水する前の原水について、安全性の確認と適切な浄水処理を行うために、水質の分析を行います。

採水地点は、着水井とします。

### (2) 浄水場（浄水）

適正な浄水処理がなされているか判断するため検査を行います。

採水地点は、浄水池とします。

### (3) 町内末端給水栓（浄水）

町内水道の末端付近において、給水栓における水質を確認するため検査を行います。

採水地点は次の4箇所とします。

- |          |                         |
|----------|-------------------------|
| ア 御宿町六軒町 | （一般受給者給水栓・毎日検査項目・検査協力者） |
| イ 御宿町岩和田 | 岩和田青年館（アで行う検査以外の定期水質検査） |
| ウ 御宿町上布施 | 立山公民館（アで行う検査以外の定期水質検査）  |
| エ 御宿町御宿台 | 御宿町役場（アで行う検査以外の定期水質検査）  |

## 5. 検査項目及び頻度

### (1) 毎日検査項目（3項目）

「色、濁り、消毒の残留効果」

給水栓（蛇口）において毎日1回以上検査することが水道法で規定されている毎日検査項目を給水末端付近の一般受給者の給水栓で委託により実施します。

### (2) 定期検査項目

#### ① 水質基準項目（51項目）

基準値以下で供給することが法令で義務づけられている項目で、人の健康の保護及び生活上障害が生ずるおそれの有無の観点から51項目が設定されています。町内末端付近の給水栓の他、原水、浄水場浄水についても検査を行います。検査の項目と回数は別表-1①のとおりです。

#### ② 水質管理目標設定項目（13項目）

将来にわたり水道水の安全性の確保に万全を期するうえで水質管理上留意すべきものとして設定されており、水質基準に準じて検査を実施するものとされています。検査の項目と回数は別表-1②のとおりです。

#### ③ その他項目（9項目）

水源の状況把握や浄水処理を適切に管理するうえで必要と考えられる項目について御宿町が独自に設定しているものです。検査の項目と回数は別表-1③のとおりです。

#### ④ 農薬類（19項目）

農薬類については、町内での使用状況などを勘案し19物質を検査します。検査の項目と回数は別表-1④のとおりです。

#### ⑤ 放射性物質

放射性物質「放射性セシウム（Cs-134）、（Cs-137）」については、これまでの検査結果において、不検出が続いていることから、3ヶ月に1回実施します。（別表-1⑤）

## 6. 水質検査方法

(1) 給水末端にて行う「1日1回以上行う検査項目」については加入者にご協力いただき実施します。

(2) 「毎日検査項目」以外の水質検査は、検査機関に委託します。委託検査機関については、法律に定められた資格、能力を有し厚生労働省に登録されている検査機関（20条登録機関）とします。なお、委託先については、仕様書に基づく見積り入札で決定します。

(3) 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働省が定めた方法」）により行い、その他の項目は、上水試験方法（日本水道協会）により行います。

(4) 委託検査項目の資料の採取、運搬、検査は全て、委託検査機関が行います。

(5) 委託した検査の実施状況の確認については、標準作業手順書・厚生労働省外部精度管理結果書等の書類を精査し、必要があれば委託機関への立入検査を行います。

## 7. 臨時の水質検査

以下の場合、適切な対応を講じ原因究明や運転管理に必要な項目について、臨時の水質検査を行います。

- (1) 定期検査により水質異常が判明した場合。
- (2) 水源水質に異常があった場合。
- (3) 給水区域及びその周辺等に水系感染症が発生した場合。
- (4) 浄水処理工程に異常が発見された場合。
- (5) 配水管の大規模な工事等により水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合。
- (6) その他、必要があると認められる場合。

## 8. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

給水栓（蛇口）の検査結果が水道法に規定された水道水質基準を満たすことを確認します。また、水質検査結果を評価し、厚生労働省の水質基準等の改正を踏まえ、翌年度の水質検査計画の検査項目や検査回数に反映します。

## 9. 水質検査の精度及び信頼性の確保

水質検査は委託先の水質検査機関に水質基準値の 1/10 の定量下限値の精度を求めています。

水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び厚生労働省等による外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証（水道 GLP、ISO/IEC17025 等）取得やこれに類する取組の状況に関する書類を確認するとともに、検査施設への立入検査及び試料のクロスチェック等、水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査（日常確認調査）を実施し、水質検査機関の技術能力の把握に努めます。

## 10. 関係機関との連携

水道水質事故が発生した場合は、千葉県総合企画部水政課及び夷隅健康福祉センターと連携して原因を究明し、適切な対策を講じます。また、県から上流域の水質情報が提供されます。利根川水系南房総導水路水源系については、南房総広域水道企業団の行う受水池における流入地点の水質検査結果が、報告されます。

## 11. 水道水質検査計画及び検査結果の公表

この水質検査計画及び給水栓水質検査の結果については、御宿町HPに掲載して公開します。

12. 別表

表-1 令和6年度水道水質検査地点別項目別実施回数予定表

① 水質基準項目

	No.	項 目	浄水場 着水井 (原水)	浄水場 浄水池 (浄水)	岩和田青年館 給水栓 (浄水)	立山公民館 給水栓 (浄水)	御宿町役場 給水栓 (浄水)
基準項目	1	一般細菌	12 回/年	12 回/年	12 回/年	12 回/年	12 回/年
基準項目	2	大腸菌	12 回/年	12 回/年	12 回/年	12 回/年	12 回/年
基準項目	3	カドミウム及びその化合物	4 回/年	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	4	水銀及びその化合物	4 回/年	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	5	セレン及びその化合物	4 回/年	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	6	鉛及びその化合物	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	7	ヒ素及びその化合物	4 回/年	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	8	六価クロム化合物	4 回/年	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	9	亜硝酸態窒素	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4 回/年	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	12	フッ素及びその化合物	3 回/年	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	13	ホウ素及びその化合物	1 回/年	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	14	四塩化炭素	1 回/年	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	15	1,4-ジオキサン	1 回/年	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1 回/年	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	17	ジクロロメタン	1 回/年	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	18	テトラクロロエチレン	1 回/年	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	19	トリクロロエチレン	1 回/年	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	20	ベンゼン	1 回/年	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	21	塩素酸	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	22	クロロ酢酸	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	23	クロロホルム	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	24	ジクロロ酢酸	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	25	ジブロモクロロメタン	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	26	臭素酸	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	27	総トリハロメタン	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	28	トリクロロ酢酸	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	29	ブロモジクロロメタン	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	30	ブロモホルム	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	31	ホルムアルデヒド	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年

基準項目	32	亜鉛及びその化合物	4 回/年	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	33	アルミニウム及びその化合物	4 回/年				
基準項目	34	鉄及びその化合物	4 回/年				
基準項目	35	銅及びその化合物	4 回/年	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	36	ナトリウム及びその化合物	4 回/年	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	37	マンガン及びその化合物	4 回/年				
基準項目	38	塩化物イオン	12 回/年				
基準項目	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4 回/年	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	40	蒸発残留物	4 回/年	回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年
基準項目	41	陰イオン界面活性剤	4 回/年				
基準項目	42	ジエオスミン	8 回/年				
基準項目	43	2-メチルイソボルネオール	8 回/年				
基準項目	44	非イオン界面活性剤	4 回/年				
基準項目	45	フェノール類	4 回/年				
基準項目	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12 回/年				
基準項目	47	pH値	12 回/年				
基準項目	48	味	回/年	12 回/年	12 回/年	12 回/年	12 回/年
基準項目	49	臭気	12 回/年				
基準項目	50	色度	12 回/年				
基準項目	51	濁度	12 回/年				

## ② 水質管理目標設定項目

	No.	項 目	浄水場 着水井 (原水)	浄水場 浄水池 (浄水)	岩和田青年館 給水栓 (浄水)	立山公民館 給水栓 (浄水)	御宿町役場 給水栓 (浄水)
管理目標 設定項目	1	アンチモン及びその化合物	2 回/年	回/年	回/年	回/年	回/年
管理目標 設定項目	2	ウラン及びその化合物	2 回/年	回/年	回/年	回/年	回/年
管理目標 設定項目	3	ニッケル及びその化合物	2 回/年	回/年	回/年	回/年	回/年
管理目標 設定項目	4	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2 回/年	2 回/年	回/年	回/年	回/年
管理目標 設定項目	5	ジクロロアセトニトリル	回/年	2 回/年	回/年	回/年	回/年
管理目標 設定項目	6	抱水クロラール	回/年	2 回/年	回/年	回/年	回/年
管理目標 設定項目	7	残留塩素	回/年	12 回/年	12 回/年	12 回/年	12 回/年
管理目標 設定項目	8	遊離炭酸	2 回/年	2 回/年	回/年	回/年	回/年
管理目標 設定項目	9	有機物等(過マンガン酸カリウム消費 量)	2 回/年	2 回/年	回/年	回/年	回/年
管理目標 設定項目	10	臭気強度(TON)	8 回/年	8 回/年	8 回/年	8 回/年	8 回/年
管理目標 設定項目	11	腐食性(ランゲリア指数)	回/年	2 回/年	回/年	回/年	回/年
管理目標 設定項目	12	従属栄養細菌	回/年	2 回/年	回/年	回/年	回/年
管理目標 設定項目	13	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PF OS)及びペルフルオロオクタン酸(PF OA)	2 回/年	2 回/年	回/年	回/年	回/年

## ③ その他項目

	No.	項 目	浄水場 着水井 (原水)	浄水場 浄水池 (浄水)
その他 項目	1	アンモニア性窒素	4 回/年	回/年
その他 項目	2	BOD	4 回/年	回/年
その他 項目	3	COD	4 回/年	回/年
その他 項目	4	全窒素	4 回/年	回/年
その他 項目	5	全リン	4 回/年	回/年
その他 項目	6	クリプトスポリジウム	4 回/年	4 回/年
その他 項目	7	ジアルジア	12 回/年	回/年
その他 項目	8	嫌気性芽胞菌	12 回/年	回/年

④ 農薬

	No.	項 目	浄水場 着水井 (原水)
農薬	1	イソプロチオラン	1 回/年
農薬	2	エスプロカルブ	1 回/年
農薬	3	エトフェンプロックス	1 回/年
農薬	4	カフェンストール	1 回/年
農薬	5	グリホサート	1 回/年
農薬	6	クロロタロニル	1 回/年
農薬	7	ジメタメリン	1 回/年
農薬	8	シメリン	1 回/年
農薬	9	ダイムロン	1 回/年
農薬	10	フィプロニル	1 回/年
農薬	11	フェノブカルブ	1 回/年
農薬	12	フェンチオン	1 回/年
農薬	13	フェントエート	1 回/年
農薬	14	フサライド	1 回/年
農薬	15	プレチラクロール	1 回/年
農薬	16	プロモブチド	1 回/年
農薬	17	ベンシクロン	1 回/年
農薬	18	ベンフラカルブ	1 回/年
農薬	19	モリネート	1 回/年

⑤ 放射性物質

	No.	項 目	浄水場 着水井 (原水)	浄水場 浄水池 (浄水)
放射性 物質	1	放射性セシウム(Cs-134)(Cs-137)	4回/年	4回/年





### 管理目標設定項目

		項目	頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
管理目標設定項目	1	アンチモン及びその化合物	2回/年					1						1	
管理目標設定項目	2	ウラン及びその化合物	2回/年					1						1	
管理目標設定項目	3	ニッケル及びその化合物	2回/年					1						1	
管理目標設定項目	4	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2回/年					1						1	
管理目標設定項目	5	ジクロロアセトニトリル	回/年												
管理目標設定項目	6	抱水クロラール	回/年												
管理目標設定項目	7	残留塩素	回/年												
管理目標設定項目	8	遊離炭酸	2回/年					1						1	
管理目標設定項目	9	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	2回/年					1						1	
管理目標設定項目	10	臭気強度(TON)	8回/年		1	1	1	1	1	1	1			1	
管理目標設定項目	11	腐食性(ランゲリア指数)	回/年												
管理目標設定項目	12	従属栄養細菌	回/年												
管理目標設定項目	13	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	2回/年					1						1	

### その他項目

		項目	頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
その他項目	1	大腸菌群	回/年												
その他項目	2	アンモニア性窒素	4回/年		1			1			1			1	
その他項目	3	BOD	4回/年		1			1			1			1	
その他項目	4	COD	4回/年		1			1			1			1	
その他項目	5	全窒素	4回/年		1			1			1			1	
その他項目	6	全リン	4回/年		1			1			1			1	
その他項目	7	クリプトスポリジウム	4回/年		1			1			1			1	
その他項目	8	ジアルジア	4回/年		1			1			1			1	
その他項目	9	嫌気性芽胞菌	12回/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

### 放射性物質検査

		項目	頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
放射性物質	1	放射性セシウム(Cs-134)(Cs-137)	4回/年		1			1			1			1	

② 御宿町浄水場浄水池 浄水 水質基準項目

		項目	頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基準項目	1	一般細菌	12回/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基準項目	2	大腸菌	12回/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基準項目	3	カドミウム及びその化合物	回/年												
基準項目	4	水銀及びその化合物	回/年												
基準項目	5	セレン及びその化合物	回/年												
基準項目	6	鉛及びその化合物	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	7	ヒ素及びその化合物	回/年												
基準項目	8	六価クロム化合物	回/年												
基準項目	9	亜硝酸態窒素	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	回/年												
基準項目	12	フッ素及びその化合物	回/年												
基準項目	13	ホウ素及びその化合物	回/年												
基準項目	14	四塩化炭素	回/年												
基準項目	15	1,4-ジオキサン	回/年												
基準項目	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	回/年												
基準項目	17	ジクロロメタン	回/年												
基準項目	18	テトラクロロエチレン	回/年												
基準項目	19	トリクロロエチレン	回/年												
基準項目	20	ベンゼン	回/年												
基準項目	21	塩素酸	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	22	クロロ酢酸	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	23	クロロホルム	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	24	ジクロロ酢酸	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	25	ジブロモクロロメタン	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	26	臭素酸	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	27	総トリハロメタン	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	28	トリクロロ酢酸	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	29	ブロモジクロロメタン	4回/年		1			1			1			1	



### 管理目標設定項目

		項目	頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
管理目標設定項目	1	アンチモン及びその化合物	回/年												
管理目標設定項目	2	ウラン及びその化合物	回/年												
管理目標設定項目	3	ニッケル及びその化合物	回/年												
管理目標設定項目	4	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2回/年					1						1	
管理目標設定項目	5	ジクロロアセトニトリル	2回/年					1						1	
管理目標設定項目	6	抱水クロラール	2回/年					1						1	
管理目標設定項目	7	残留塩素	12回/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
管理目標設定項目	8	遊離炭酸	2回/年					1						1	
管理目標設定項目	9	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	2回/年					1						1	
管理目標設定項目	10	臭気強度(TON)	8回/年		1	1	1	1	1	1	1			1	
管理目標設定項目	11	腐食性(ランゲリア指数)	2回/年					1						1	
管理目標設定項目	12	従属栄養細菌	2回/年					1						1	
管理目標設定項目	13	ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	2回/年					1						1	

### その他項目

		項目	頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
その他項目	1	大腸菌群	回/年												
その他項目	2	アンモニア性窒素	回/年												
その他項目	3	BOD	回/年												
その他項目	4	COD	回/年												
その他項目	5	全窒素	回/年												
その他項目	6	全リン	回/年												
その他項目	7	クリプトスポリジウム	4回/年		1			1			1			1	
その他項目	8	嫌気性芽胞菌	回/年												

### 放射性物質検査

		項目	頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
放射性物質	1	放射性セシウム (Cs-134) (Cs-137)	4回/年		1			1			1			1	

③ 御宿町岩和田青年館 浄水 水質基準項目

④ 御宿町立山公民館 浄水 水質基準項目

⑤ 御宿町役場 浄水 水質基準項目

		項目	頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基準項目	1	一般細菌	12回/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基準項目	2	大腸菌	12回/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基準項目	3	カドミウム及びその化合物	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	4	水銀及びその化合物	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	5	セレン及びその化合物	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	6	鉛及びその化合物	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	7	ヒ素及びその化合物	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	8	六価クロム化合物	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	9	亜硝酸態窒素	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	12	フッ素及びその化合物	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	13	ホウ素及びその化合物	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	14	四塩化炭素	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	15	1,4-ジオキサン	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	17	ジクロロメタン	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	18	テトラクロロエチレン	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	19	トリクロロエチレン	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	20	ベンゼン	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	21	塩素酸	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	22	クロロ酢酸	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	23	クロロホルム	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	24	ジクロロ酢酸	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	25	ジブロモクロロメタン	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	26	臭素酸	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	27	総トリハロメタン	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	28	トリクロロ酢酸	4回/年		1			1			1			1	
基準項目	29	ブロモジクロロメタン	4回/年		1			1			1			1	







## 水道水質基準について

水道水質基準、水質管理目標設定項目、要検討項目に設定されている項目は下の表のとおりです。

### 水質基準項目と基準値(51項目)

水道水は、水道法第4条の規定に基づき、「水質基準に関する省令」で規定する水質基準に適合する必要があります。

項目	基準	項目	基準
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
大腸菌	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	塩化物イオン	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	蒸発残留物	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ジオスミン	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
塩素酸	0.6mg/L以下	pH値	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	味	異常でないこと
クロロホルム	0.06mg/L以下	臭気	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	色度	5度以下
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	濁度	2度以下
臭素酸	0.01mg/L以下	(空白)	(空白)

## 水質管理目標設定項目と目標値(27項目)

水道水中での検出の可能性があるので、水質管理上留意すべき項目です。

項目	目標値	項目	目標値
アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	遊離炭酸	20mg/L以下
ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下
ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L(暫定)	臭気強度(TON)	3以下
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)
抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオク タン酸(PFOA)	0.00005ng/L以下(暫定)
残留塩素	1mg/L以下	(空白)	(空白)

### 13. 水道水質基準について

水道水質基準、水質管理目標設定項目、要検討項目に設定されている項目は下の表のとおりです。

#### ① 水質基準項目（51項目）

水道水は、水道法第4条の規定に基づき、「水質基準に関する省令」で規定する水質基準に適合することが必要です。

項目	基準	項目	基準
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
大腸菌	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	塩化物イオン	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	蒸発残留物	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
塩素酸	0.6mg/L以下	pH値	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	味	異常でないこと
クロロホルム	0.06mg/L以下	臭気	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	色度	5度以下
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	濁度	2度以下
臭素酸	0.01mg/L以下	(空白)	(空白)

② 水質管理目標設定項目（13項目）

水道水中での検出の可能性があるので、水質管理上留意すべき項目です。

項目	目標値	項目	目標値
アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 <b>0.02mg/L 以下</b>	遊離炭酸	<b>20mg/L 以下</b>
ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 <b>0.002mg/L 以下（暫定）</b>	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	<b>3mg/L 以下</b>
ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 <b>0.02mg/L 以下</b>	臭気強度（TON）	<b>3 以下</b>
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	<b>0.08mg/L 以下</b>	腐食性（ランゲリア指数）	<b>-1 程度以上とし、極力0に近づける</b>
ジクロロアセトニトリル	<b>0.01mg/L 以下（暫定）</b>	従属栄養細菌	1ml の検水で形成される集落数が <b>2,000 以下（暫定）</b>
抱水クロラール	<b>0.02mg/L 以下（暫定）</b>	ペルフルオロオクタン スルホン酸（PFOS） 及びペルフルオロオク タン酸（PFOA）	<b>0.00005ng/L 以下（暫定）</b>
残留塩素	<b>1mg/L 以下</b>		

③ 農薬類（19項目）

町内での使用状況などを勘案し検査します。

農薬類（注）	（注）検出値と目標値の比の和として、1 以下		
項目	目標値（mg/l）	項目	目標値（mg/l）
イソプロチオラン	<b>0.3mg/L 以下</b>	フェノブカルブ	<b>0.03mg/L 以下</b>
エスプロカルブ	<b>0.03mg/L 以下</b>	フェンチオン	<b>0.006mg/L 以下</b>
エトフェンプロックス	<b>0.08mg/L 以下</b>	フェントエート	<b>0.007mg/L 以下</b>
カフェンストロール	<b>0.008mg/L 以下</b>	フサライド	<b>0.1g/L 以下</b>
グリホサート	<b>2mg/L 以下</b>	プレチラクロー ル	<b>0.05mg/L 以下</b>
クロロタロニル	<b>0.05mg/L 以下</b>	ブロモブチド	<b>0.1mg/L 以下</b>
ジメタメトリン	<b>0.02mg/L 以下</b>	ペンシクロン	<b>0.1mg/L 以下</b>
シメトリン	<b>0.03mg/L 以下</b>	ベンフラカルブ	<b>0.02mg/L 以下</b>
ダイムロン	<b>0.8mg/L 以下</b>	モリネート	<b>0.005mg/L 以下</b>
フィプロニル	<b>0.0005mg/L 以下</b>	（空白）	（空白）

④ その他項目（8項目）

水源の状況把握や浄水処理を適切に管理するうえで必要と考えられる項目について。検査します。

項目	目標値（mg/l）	項目	目標値（mg/l）
アンモニア性窒素	—	全リン	—
BOD	—	クリプトスポリジウム	<b>検出されないこと</b>
COD	—	ジアルジア	<b>検出されないこと</b>
全窒素	—	嫌気性芽胞菌	—

⑤ 放射性物質

不検出が続いていることから、3ヶ月に1回実施します。

項目	管理目標値
放射性セシウム 134 及び放射性セシウム 137	放射性セシウム 134 及び放射性セシウム 137 の合計として <b>10 Bq/l 以下</b>

御宿町建設水道課  
水道係

〒299-5192

夷隅郡御宿町須賀 1522

TEL 0470-68-6693

FAX 0470-68-7183

御宿町浄水場

〒299-5114

夷隅郡御宿町実谷 605-1

TEL 0470-68-4855